

防衛副大臣が来訪 配置案を示す

去る8月7日に防衛副大臣が本市を来訪し、米空母艦載機着陸訓練(FCLP)の候補地とされている馬毛島への施設整備について、市長や議長に自衛隊馬毛島基地(仮称)の施設配置案などを説明しました。

冒頭、副大臣はあいさつで、施設配置案などの説明資料について、市長や議長への説明後、今月以降にも地域や議会に説明したいことを述べました。

副大臣のあいさつを受け市長は、本市が防衛大臣に送付した質問書や抗議文のことに触れ、これまでの防衛省の地元軽視の態度に不快感を示しました。また、不動産鑑定や森林法に基づく現地調査など、本市が行政事務として行うべき調査を防衛省が妨げているかのような現状に対し、後日、抗議文を送付する意向を示し、今後は地元を重視し丁寧な対応を取るよう求めました。

議長も、馬毛島の整備内容に係る資料が、本市には当日、直前に示されたのに対し、外部の各所には事前に伝わっていたことについて、市長同様、防衛省の地元軽視の態度に不快感を示しました。

その後、防衛省から配付された資料に基づき説明がなされました。説明概要については、以下のとおりです。(※防衛省説明資料は市ホームページに掲載…資料が必要な方は企画課までお越しください。)

(防衛省説明概要)

○ わが国を取り巻く安全保障環境

⇒ わが国周辺に、質・量に優れた軍事力を有する国家(中国・北朝鮮・ロシア)が集中し、軍事活動の活発化が顕著となっており、島嶼部に対する攻撃への対処等のため、南西地域に自衛隊の活動場所が必要である。

○ 馬毛島に自衛隊施設を整備する必要性

⇒ 南北に広大な南西地域の島嶼部において以下の施設が必要である。

① 陸海空自衛隊が訓練・活動を行い得る施設

→ 主に自衛隊の訓練で使用し、年間を通じて自衛隊が管理し、基地機能を維持管理するための要員が常駐

② 整備補給等後方支援における活動を行い得る施設

→ 島嶼部に対する攻撃への対処のための活動場所や災害等発生の際の一時的な集積・展開地として活用(災害が大規模・長期化した場合でも馬毛島に人員・装備を集積できれば、効果的・効率的に対応が可能)

③ 米空母艦載機の着陸訓練(FCLP)の施設

実施する可能性のある主な自衛隊の訓練



連続離着陸訓練
(F-35, F-15, F-2等)



模擬艦艇発着艦訓練
(F-35B)



不整地着陸訓練
(C-130)



機動展開訓練
(F-35, F-15, F-2,
KC-767, C-2等)



エアクッション艇操縦訓練



離着水訓練及び
救難訓練 (US-2)



水陸両用訓練
(AAV, エアクッション艇等)



救命生存訓練



ヘリコプター等からの
展開訓練
(CH-47, V-22)



空挺降投下訓練



災害対処訓練
(UH-60)



PAC-3機動展開訓練

※上記は、現時点でのイメージであり、上記以外の装備品を使用した訓練を行う可能性があります。各訓練の実施時期・期間・規模等については、各自衛隊の計画の中で検討されます。

○ 馬毛島に FCLP 施設を置く必要性

⇒ 米空母のプレゼンス(存在)はわが国にとって極めて重要な抑止力・対処力であり、アジア太平洋地域における米空母の活動を確保する必要性がある。

⇒ FCLP の施設がなければ、米空母は訓練実施のために本国に戻らなければならず、継続的にプレゼンスを発揮することができない。

○ FCLP(空母艦載機着陸訓練)とは

⇒ 米空母が乗員の休養や空母の補給整備のため、年に数か月横須賀に滞在するが、港滞在中にパイロットの空母着艦資格が失効してしまうため、空母停泊中にパイロットに資格を取得させる訓練が FCLP である。

⇒ FCLP 訓練は年間概ね1~2回を予定しており、現在の硫黄島での訓練は1回当たり10日間程度で、日中から深夜にかけ実施。1回の訓練で米軍関係者が馬毛島に滞在する期間は、事前の準備を含めて約1か月である。

○ 自衛隊馬毛島基地(仮称)の部隊配備計画

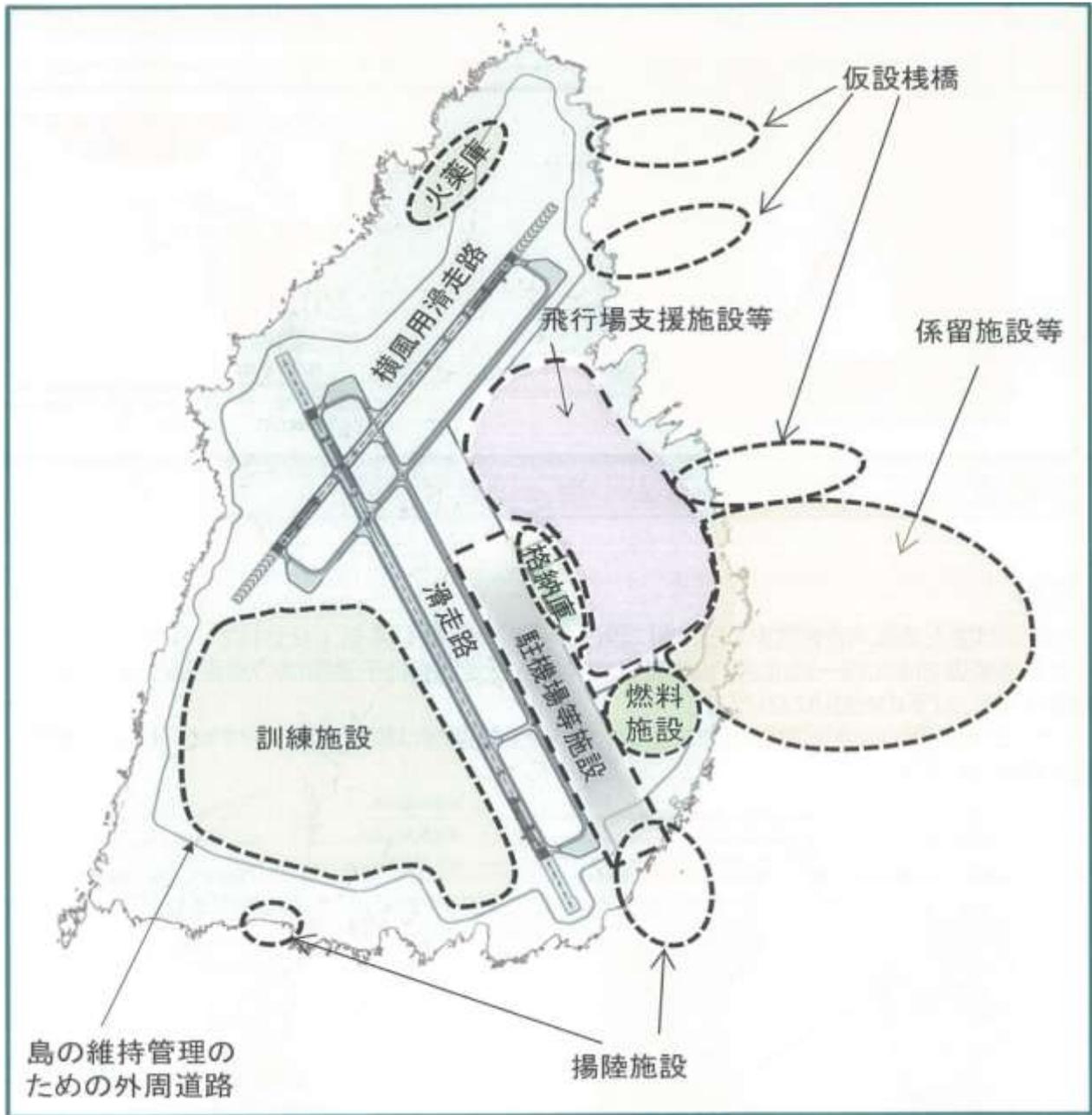
⇒ 陸海空自衛隊が年間を通じて馬毛島を使用し、整備補給等後方支援の施設としても機能させる。

⇒ 運用・警備上必要な装備を配備。現時点で航空機を常時配備する計画はない。

⇒ 馬毛島基地(仮称)で恒常的に勤務する自衛隊員は150人~200名程度

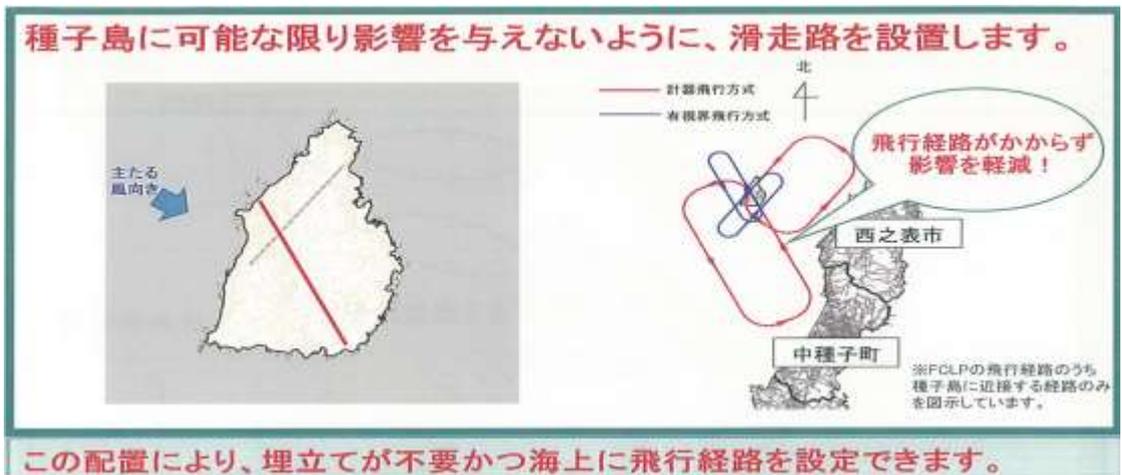
→ 種子島に宿舎を整備し(※場所は検討中)、通勤のため定期船の運航が必要

○ 馬毛島における施設イメージ(施設配置案)



○ 周辺環境への影響と対応

- ⇒ タストン・エアポート社が造成した路面(十字路)でなく、新たな滑走路を検討
- ⇒ 騒音は、現段階では正確に見積もることはできない。環境アセスメントにおいて予測・評価を行う。



⇒ 漁業補償として、港湾施設の海上工事、設置・運用に起因する漁業権の制限又は消滅に伴い、漁業経営上被った損失を国が補償

○ 地域の影響に対する国の取組み

⇒ 再編交付金…米軍再編により影響を受ける市町村に対し交付(使途は幅広く施設整備だけでなくソフト事業も対象)

⇒ 民生安定助成事業…防衛施設の設置により住民の生活や事業活動への阻害が認められる場合、その障害を緩和するため、地方公共団体が行う施設の整備に対し助成

○ 今後の流れ

① 現地調査(2019年1月～3月、2020年1月～〔実施中〕)

→ 現地調査の結果をふまえ、本年秋頃から環境アセスメントの方法書の手続き、環境現況調査実施を希望

② 環境アセスメント(2020年秋頃、手続開始を希望)

→ 方法書・準備書・評価書の公告、縦覧等の手続きを経て、その後、工事となる。

③ 工事(全体としておおむね4年程度の工期を想定。ただし、早期の運用開始を目指し、最低限必要となる施設については先行して完成させることを目指す。)

④ 運用開始

(防衛省の説明を受け、)

今回、馬毛島に整備される施設が「米軍の使用(FCLP)が前提である。」ことを確認しました。一方、防衛省からイメージとして、施設の配置案は示されたものの、具体的な施設や交付金額、隊員の種子島における居住施設場所など明らかになることはなく、騒音については現段階で見積もることはできない、建設決定の手順・スケジュール、地元の意向の反映方法など、市民の皆様が特に知りたい内容は明らかになりませんでした。また、そもそも基地の必要性や具体的な訓練の内容も不明確なままで、逆に不明な点が増えた説明会となった感があります。

防衛省は秋頃には環境アセスメントを開始するとしていますが、疑問や不安を放置したまま、なし崩し的に計画を強行するのではなく、誠実かつ丁寧に疑問点の解消に努めるよう、今後、市として、防衛省に求めてまいります。加えて、本市が行政事務として行うべき馬毛島に係る調査に対し、防衛省があたかも妨げているかのような対応をしていることは極めて遺憾であります。実施に向け速やかに協力するよう求めてまいります。

また残念なことに、今回の説明会では本市への資料提示及び説明の前に説明資料の内容が各所に伝わっていたなど、防衛省の地元軽視の姿勢が露呈されました。防衛省は馬毛島を有する本市に重きを置いている旨公言していますが、実際は地元を無視した態度に終始しており、このことはこれまでの防衛省の行動に明確に表れています。このことは、本市市民に大きな不安や不信感を与えており、防衛省は誠意のある丁寧な対応を心掛けるべきと考えます。